

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

かつらぎ町活性化・プロモーション第2世代交付金計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

和歌山県伊都郡かつらぎ町

3 地域再生計画の区域

和歌山県伊都郡かつらぎ町の全域

4 地域再生計画の目標

本町の総人口は、令和2年国勢調査において15,967人となり、前回の平成27年国勢調査から1,025人減少している。その実態を踏まえて、第5次長期総合計画では、計画の目標年度である令和17年度末における人口フレームを13,000人としている。また、その経過を踏まえた長期的な推計については、第2期人口ビジョンの目標年度である令和42年における長期的な目標人口を9,800人程度としている。なお、令和7年3月末時点における住民基本台帳人口は15,211人となっている。

人口動態について、自然増減では、平成31年度で出生91人／死亡285人の194人減であったが、令和6年度では出生56人／死亡317人の261人減まで拡大しているが、社会動態では、平成31年度で転入291人／転出454人の163人減であったが、令和6年度では転入322人／転出386人の64人減まで縮小してきている。この様な状況の中、年齢3区分別の社会増減の内、生産年齢人口（15～64歳）及び老年人口（65歳以上）については、例年マイナスで推移してきているが、年少人口（0～14歳）については、平成31年度のマイナス19人を境に、令和2年度から令和6年度までの5年間は毎年プラスで推移してきており、子育て支援策の効果が伺える。

この様に、人口減少社会の到来とともに、少子化や町外に職場のある人の転出などから人口減少が続いている状況から、コミュニティ活動や持続可能な地域社

会の形成のため、総合的な定住促進策が必要とされている。また、持続可能なまちづくりを進めるためには、地域内外の交流を促進させ、まちの成長や活力を取り戻すことが重要となる。本町の観光客数は、平成 16 年に「紀伊山地の霊場と参詣道」の世界遺産登録を受けたことを契機に年々増加し、平成 18 年には 100 万人を初めて突破した。本町の基幹道路である京奈和自動車道や国道 480 号鍋谷峠道路（府県間トンネル）が整備されたことにより、令和 4 年における観光客数は 146 万人となっており、今後も増加に向けた取り組みを進め、交流人口の増加を図っていくことが重要となる。観光客を誘致するためには、県や市町村といった枠組みを超えた連携により、一つの広域的な観光エリアとして情報発信するとともに、本町の利便性や観光拠点としての魅力についても、さまざまなメディアを活用した PR を積極的に展開していく必要がある。加えて、情報通信網の発達や広域幹線道路の整備などにより、住民の生活圏や活動範囲が拡大し、本町へのアクセスも向上したことから、本町への観光客や交流人口・関係人口をさらに増やすためにも、友好都市との交流や各種イベントの実施などの PR 活動を通じて、地域間交流を推進していく必要もある。

これらを踏まえ、次の事項を本計画期間における基本目標として掲げ、地方創生に資する事業の実施を通して交流人口や移住希望者の増加、新たな魅力の発掘、にぎわいの創出と持続可能な地域づくりを図り、「みんなが住みやすく 笑顔と活気あふれる かつらぎ町」の実現を目指す。

- ・基本目標Ⅰ 産業振興による雇用の場を創出する
- ・基本目標Ⅱ 地域経済・地域活力につながる交流人口を拡大する
- ・基本目標Ⅲ 安心して子どもを産み育てていくことのできる環境をつくる
- ・基本目標Ⅳ 安全・安心な定住環境をつくる
- ・基本目標Ⅴ 時代にあった地域をつくる

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (9年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	雇用・就業環境の整備に対する住民満足度	21.8%	25.0%	基本目標Ⅰ
イ	観光入込客数	1,477,779人	1,600,000人	基本目標Ⅱ
ウ	出生数	56人	66人	基本目標Ⅲ
エ	75歳以上人口に占める要介護認定者の割合	31.5%	30.6%	基本目標Ⅳ
オ	協働のまちづくり活動回数	46回	300回	基本目標Ⅴ

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生交付金（新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金））の活用（内閣府）：【A3017】

① 事業の名称

かつらぎ町活性化・プロモーション事業

- ア 産業振興による雇用の場を創出する事業
- イ 地域経済・地域活力につながる交流人口を拡大する事業
- ウ 安心して子どもを産み育てていくことのできる環境をつくる事業
- エ 安全・安心な定住環境をつくる事業
- オ 時代にあった地域をつくる事業

② 事業の内容

ア 産業振興による雇用の場を創出する事業

若者が就労を希望するような産業振興によって雇用環境を創出し、就職に伴う転出抑制・転入増加を図ることで、若年層の人口流出の抑制、

ならびに転入増加を図る事業

- ・特定地域づくり事業
- ・企業誘致事業 等

イ 地域経済・地域活力につながる交流人口を拡大する事業

定住人口が減少傾向にあるなか、観光客や地域への滞在者といった交流人口を拡大させることで、町全体の産業の活性化を図るとともに、観光交流から移住・定住への展開も視野に入れた取り組みを進める事業

- ・かつらぎ町プロモーション事業
- ・移住・交流推進事業
- ・花園地域活性化検討事業 等

ウ 安心して子どもを産み育てていくことのできる環境をつくる事業

子育て世代が安心して結婚・出産・子育てができる定住環境や教育環境を整えることにより、子育て世代の定住を促進する、住み良いまちづくりを推進する事業

- ・地域優良賃貸住宅整備事業
- ・保育料及び給食費無償化事業
- ・体育館空調設置事業 等

エ 安全・安心な定住環境をつくる事業

地域で支え合うコミュニティの充実や高齢化社会に対応した生活基盤の整備、医療・福祉の充実に加え、防災・防犯体制を強化することで安全で安心な定住環境づくりを進める事業

- ・地域公共交通計画策定事業
- ・健康増進計画作成事業
- ・地域防災計画改定事業 等

オ 時代にあった地域をつくる事業

町内の地域間交流の拡大とともに、人口減少社会に対応したコンパクトで活力あるまちづくりを地域住民との協働により推進し、時代にあった地域づくりを進める事業

- ・公民館事業
- ・協働のまちづくり推進事業 等

※ なお、詳細はかつらぎ町デジタル田園都市国家構想総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度12月頃に外部有識者で構成する協議会において、KPIの目標に対する進捗状況を踏まえて、取組状況の点検及び評価を実施し、検証後速やかに本町公式WEBサイト上で公表する。

⑤ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から令和10年3月31日まで

5-3 その他の事業

○ 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）の活用（内閣府）：

【E2001】

① 事業の名称

5-2の①事業の名称に同じ。

② 事業の内容

5-2の②事業の内容に同じ。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

5-2の④事業の評価の方法（PDCAサイクル）に同じ。

⑤ 事業実施期間

5-2の⑤事業実施期間に同じ。

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から令和10年3月31日まで